資料4
（第48回監視円卓会議）

北海道PCB処理事業所における安定器及び汚染物等の処理促進策について
（廃安定器分離処理）

1　目的

北海道PCB処理事業所におけるプラズマ溶融分解設備による廃安定器の処理について、廃安定器を、PCBを含むコンデンサ内蔵部と、それ以外のトランス内蔵部とに分割し、

- コンデンサ内蔵部：　プラズマ溶融分解処理
- トランス内蔵部　：　プラズマ溶融分解以外の処理方法にて処理

とすることにより、廃安定器の効率的な処理の促進を図るもの。

本資料は、前回円卓会議（6/11）以降の北海道PCB処理事業所における検討概要を報告するもの。

2　北海道PCB処理事業所における検討状況

設置場所及び作業人員を最小限とする必要があることや、事業部会委員（学識経験者）の意見も踏まえ、フローの簡素化・さらなる効率化を図ることとして検討

（1）処理フローについて

- 安定器をPCB使用のコンデンサー部分と、PCB不使用のトランス部分に切断
  （切断に適さない大型の安定器（水銀灯用）や、PCBが漏洩しているもの等は全量を溶融処理）
- コンデンサー部分は高濃度PCB廃棄物としてJESCOで溶融処理
- トランス部分のうち、分析により高濃度PCB廃棄物に該当しないことが確認できたものは、洗浄処理ではなく、全量を低濃度PCB廃棄物として無害化処理認定施設等で処理

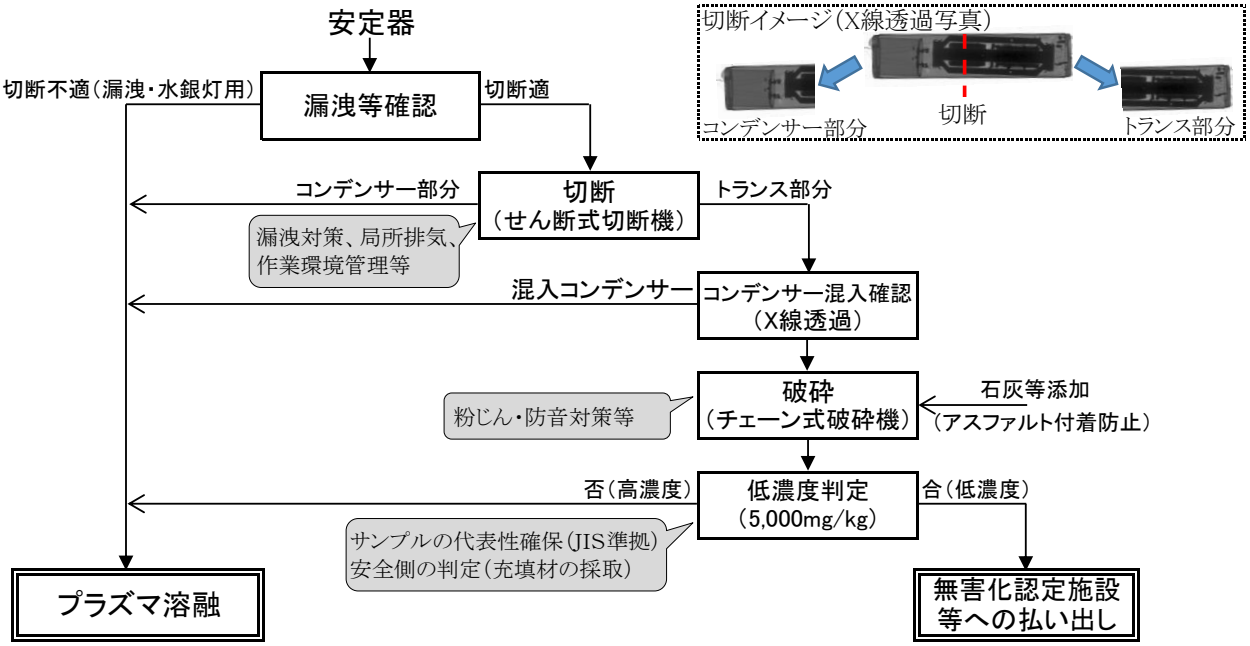

（2）設置場所について

- 設置場所は、当初施設では作業環境、他の処理への影響、撤去可能設備等の関係で困難であることから、増設施設に設置することとし、さらなる詳細検討（設備能力、操業条件、処理体制、搬送計画、マテリアルハンドリング等）を進めているところ。

（3）その他

- 低濃度PCBの判定はPCB特別措置法により規定された方法(H28.7.28環境省告示第75号)により実施する。
- コンデンサ内蔵部の連続処理を実施し、結果について検証中。
- 設備及び作業の安全性を確保するため、設計は既存設備と同様の安全設計思想に基づいて行い、漏洩防止措置、適切な作業環境の維持の徹底等を図る。

3　今後の予定

安全確保を最優先とし、操業への影響を最小限となるよう配慮し、次のとおり準備を進める予定。

- 令和2年当初から　　詳細検討～設計
- 令和2年夏頃　　現地工事着工（既設装置移設及び新設装置設置）
- 令和2年度末頃　　操業開始